

京都市告示第 405号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等（同条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成19年3月20日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	久世水0275号	南区久世殿城町814番地の4地先 同町812番地の2地先	

(建設局道路部道路明示課)